

第 1 回定例会議事日程（第 5 号）

- 第 1 議案第 1 8 号 いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 2 議案第 1 9 号 いちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 3 議案第 2 0 号 いちき串木野市児童館条例を廃止する条例の制定について
- 第 4 議案第 2 1 号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 2 号 いちき串木野市子ども・子育て会議条例及びいちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 2 3 号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 2 4 号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 2 5 号 いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 2 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 1 0 議案第 2 7 号 市道の認定について
- 第 1 1 議案第 2 8 号 いちき串木野市地方卸売市場条例及びいちき串木野市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 2 9 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 予算議案第 1 号 令和 5 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 1 4 国特予算議案第 1 号 令和 5 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 1 5 介特予算議案第 1 号 令和 5 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 1 6 後特予算議案第 1 号 令和 5 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 7 水道予算議案第 1 号 令和 5 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 1 8 下水道予算議案第 1 号 令和 5 年度いちき串木野市下水道事業会計予算
- 第 1 9 予算議案第 2 号 令和 5 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 3 0 号 いちき串木野市監査委員の選任について
- 第 2 1 議案第 3 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 2 議案第 3 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 3 議案第 3 3 号 いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第 2 4 閉会中の継続審査について
- 第 2 5 閉会中の継続調査について
- 第 2 6 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第5号（3月28日）（火曜）

出席議員 15名

1番 西田憲智君
 2番 田畑和彦君
 3番 高木章次君
 4番 江口祥子君
 5番 吉留良三君
 6番 松崎幹夫君
 7番 田中和矢君
 9番 大六野一美君

10番 東育代君
 11番 中里純人君
 12番 竹之内勉君
 13番 下迫田良信君
 14番 原口政敏君
 15番 福田清宏君
 16番 濱田尚君

欠席議員 1名

8番 中村敏彦君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	財	政	課	長	宮口吉次君
副市	長	出水喜三彦君	市	来	支	所	長
教	育	長	相良一洋君	教	育	総	務
総	務	課	長	山崎達治君	消	防	長
企	画	政	策	課	長	北山修君	

令和5年3月28日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（濱田 尚君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和4年度1月分、2月分の例月出納検査の結果及び監査報告第11号、12号をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった令和4年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第18

議案第18号～下水道予算議案第1号一括上程

○議長（濱田 尚君） それでは、日程第1、議案第18号から日程第18、下水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

〔総務厚生委員長福田清宏君登壇〕

○総務厚生委員長（福田清宏君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案9件、継続審査の陳情1件の計10件であります。

去る3月8日に委員会を開催し、継続審査の陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第18号いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱いが全国一律で定められたことから、開示決定等の期限など、必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、国において、令和5年4月1日から行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個

人情報保護法、個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度を含め、新しい個人情報保護法で全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化を図ろうとするものであります。

条例の内容の主なるものは、まず、条例第2条で実施期間を定めております。

実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会としており、議会は改正された法律の適用を受けなため、実施機関から除くとのことであります。

次に、条例第5条で、開示請求に係る手数料等について定めております。

手数料はこれまでと同様に無料とし、写しに係る費用は実施相当分を徴収することを規定しております。

次に、条例第4条は、開示決定等の期限に関する特例、第7条は訂正決定等の期限に関する特例、第9条は利用停止決定等の期限に関する特例について定めております。

開示決定等の期限について、法律は30日としているが、現在の条例と同様に15日以内とし、著しく大量である場合については、現在の条例では法律と同様に60日以内であるが、新条例では45日以内としているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号いちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市個人情報保護条例の廃止により情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、新たに設置する情報公開・個人情報保護審査会に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、情報公開審査会と個人情報保護審査会の調査審議の手續等が共通であることから、国、県に準じて両審査会を統合し、新たにいちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。

条例の概要の主なものとして、まず、条例第4条で所掌事項を定めております。

情報公開条例、個人情報保護法施行条例及び議会が新たに制定予定の議会、個人情報保護条例の規定に基づき、開示請求者から審査請求があり、市長などから諮問された場合に、審査請求に対する調査審議を行う。

次に、条例第5条で、審査会の組織を定め、委員の数は5人以内としております。

本市は、鹿児島県市町村の統一的情報公開・個人情報保護審査会に加入しており、仮に審査請求があった場合は、同審査会の事務局である県町村会と連携しながら審査会を行う。

なお、事務局が選定した委員を本市が任命する。

次に、条例第8条から第15条では、審査会の運営手続を規定しております。

これまで情報公開及び個人情報保護の開示文書等に対する審査請求はなく、新条例制定に伴う審査請求や調査審議の手続などは現在の条例と変更がないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号いちき串木野市児童館条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、海浜児童センターについて、築45年を経過し老朽化が進んでおり、令和5年6月30日をもって施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布を踏まえ、出産育児一時金の額について改正しようとするものであります。

説明によりますと、現在は出産育児一時金の40万8,000円に、産科医療補償制度掛金1万2,000円を加算し、合計42万円を支給している。今回、国において、健康保険法施行令等の出産育児一時金を48万8,000円に引き上げる改正がなされた。この改正を踏まえ、本市の条例で定める出産育児一時金の額を48万8,000円に引き上げ、規則で定める加算額1万

2,000円と合わせ、出産育児一時金の総額を50万円とするとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号いちき串木野市子ども・子育て会議条例及びいちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文を整理しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除等を行うため改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、安全計画の策定及び自動車を運行する場合の所在確認等について定めるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、条例で定める際に従わなければならない国の基準が保育施設の送迎バス置き去り事件や新型コロナウイルス感染症の流行により改正が行われた。

主な改正内容は、一つ目に、安全計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的実施するなどの義務

を規定。

二つ目に、施設外での活動や移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことの義務を規定。

三つ目に、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備える義務を規定。

また、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するほか、感染症などの発生時の業務継続計画やまん延防止のための研修・訓練などの規定を追加することとあります。

審査の中で、対象となる家庭的保育事業所は、本市に何か所あるのかと質したところ、現在、生福のスマイル保育所が休園中のため、今はないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、0歳から2歳児までの利用者負担額を無償とするため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、国において、令和元年10月から3歳以上と住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの利用者負担額が無償化されている。少子化が進んでいる中、子育て支援をより充実させ、子育てしたいまちづくりを進めるため、国の無償化の対象とされない住民税課税世帯の0歳から2歳児までの利用者負担額を市独自で無償化しようとするものであります。

今回の条例改正は、保育園、認定こども園などの認可保育施設の利用者負担の無償化であるが、その他の認可外保育施設についても無償とする。また、無償化の影響額は、認可、認可外保育施設合わせて約5,300万円、約200人を見込んでいるとのこととあります。

審査の中で、今回対象となる保育園などや、保護者に対しての周知はどのように考えているのかと質したところ、いちき串木野市保育連絡協議会につい

ては、当初予算が新聞等で報道された時期に話をしている。今月末に入所される人たちには連絡を取り、通知をする。その後については、広報等で周知していくとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、土川地区の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、現在、市道土川線の法面改修を行っており、この工法の変更等に伴うもので、事業費について、当初の1億6,900万円に1億2,150万円を追加し、2億9,050万円に変更する。これに伴い、辺地対策事業債の予定額についても、2億9,050万円に変更する。また、事業期間についても、2か年間で3か年間とし、令和6年度を完成予定としているとのこととあります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第18号いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号いちき串木野市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号いちき串木野市児童館条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号いちき串木野市子ども・子育て会議条例及びいちき串木野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいちき串木野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号いちき串木野市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長吉留良三君登壇〕

○産業教育委員長（吉留良三君） おはようございます。報告いたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案3件であります。

去る3月9日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第27号市道の認定についてであります。

本案は、鹿児島県から移管される主要地方道川内・串木野線の旧道路敷を新たに白浜・荒川浜線として市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、起点を羽島白浜の黎明トンネル坑口付近、終点を荒川の荒川太郎橋右岸付近とし、路線延長1,056メートル、有効幅員7メートルで市道認定するとのことであります。

審査の中で、移管される道路等の状態について質したところ、現在道路は補修されており、ガードレ

ールの更新やライン引きも行われている。また、法面については、落石防護柵のネットの張り替えや草木の伐採も行われているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号いちき串木野市地方卸売市場条例及びいちき串木野市特別会計設置条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、日置北部公設卸売市場を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、串木野青果株式会社は、平成8年度公設市場開設以来、卸売業者として営業されてきたが、経営不振による負債額の増加により令和4年6月30日をもって休業し、現在、債務整理が行われている。その後、新たな卸売業者の応募もなく、近隣市場が活用する可能性もないことから、公設市場の継続は難しいという結論に至り、令和5年3月31日をもって日置北部公設卸売市場を廃止することとあります。

審査の中で、この市場の開設から今日まで、補助金を含めてどれぐらいの金額が投入され、そのうちの市の負担はどれくらいかと質したところ、事業費では、建設費で2億8,846万5,550円、そのうち国庫・県補助等を差し引いた市の負担は2,007万2,550円である。合わせて、1億5,019万9,000円の土地購入を市の単独で行っている。平成8年度から平成16年度まで、市場の運営に対して5,370万円を補助し、施設使用料については3,037万円程度の減免を行っているとの答弁であります。

また、審査の中で、市場の廃止後の計画について質したところ、まず、県営公設市場の廃止を届出、その後は譲渡あるいは貸与という形で公募の手続を考えている。なお、用途変更による国庫補助金の返納は3,600万円が想定されているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、新生町住宅及び袴田住宅のそれぞれ1棟1戸並びに松尾住宅1棟4戸を用途廃止するため、

改正しようとするものであります。

審査の中で、松尾住宅は全部撤去ということだが、その後はどのような利用を考えているのかと質したところ、この住宅の前には、羽島住宅もあり、この一角だけでは跡地利用が難しいため、今後、両団地の廃止等が進んだ際に、一つの区画として処分等を検討していきたいとの答弁であります。

その他委員から、人口減少により市内の住宅は供給過多になっているように感じる。市営住宅25団地、501戸を含め、今後の本市の住宅行政の在り方を中長期的に計画していくべきとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） 1億5,000万円の土地購入を市の単独で行っておりますが、この串木野青果における負債といえますか、そういう話合いはなかったんですか。我が市だけが負担されるんですか、どうなんですか。

○産業教育委員長（吉留良三君） 今回の質疑では、負債についての話はなかったです。

○14番（原口政敏君） 徹底的に論議すべきだったと私は思います。

本市だけがこの多額の弁済をすべきじゃないです。本来ならば、串木野青果さんがすべきだと私は思っています。そういう質疑がなかったということは残念ですね。もうこれ以上は聞きませんけれど。

今後こういうことがあったときは徹底的に審議をしていただきたいと思います。我が市だけがこういう負担をすべきじゃないです。私はそう思います。

そういう話合いがなかったということで、これ以上は質問しませんけれども。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第27号市道の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第28号いちき串木野市地方卸売市場条例及びいちき串木野市特別会計設置条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長松崎幹夫君登壇〕

○予算審査特別委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計予算議案1件及び特別会計予算議案3件並びに企業会計予算議案2件の計6件であります。

去る3月7日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月13日、15日及び16日の3日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。なお、審査に先立ち、現地調査を実施したところがあります。

最初に、予算議案第1号令和5年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,200万円とするものであります。これは前年度当初予算と比較すると3億1,000万円、約1.9%の増となります。

第2条で債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条で地方債の起債の目的及び限度額等を、第4条で一時借入金の最高額を、第5条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

令和5年度当初予算の概要としては、人口減少・少子化緊急対策元年と位置づけ、多くの事業及び施策が盛り込まれております。

未婚・晩婚対策としての結婚活動支援補助金の新設及び結婚新生活支援補助金の拡充、多胎妊娠の妊婦健康診査料に対する助成、出産・子育て応援事業の新設、住民税課税世帯の0歳から2歳児までの保育料の無償化、イクボス企業応援助成金の新設、ファミリーサポートセンター機能の充実などを予算計上、そのほか企業版ふるさと納税を活用した薩摩スチューデント基金の設立、高校や大学卒業後、本市に定住・就職した場合に奨学金の返還額を全額市が負担する奨学金等返還金支援制度の新設、市内企業等の人材確保及び卒業後に市内で働くこととなる外国人留学生に対する学費支援制度の新設など、新たな視点での新規事業も提案されております。

歳入においては、前年度と同額を計上したふるさと納税寄附金のほか、市税及び地方消費税交付金は

増額が見込まれるものの、実質的な地方交付税と言われる普通交付税と臨時財政対策債の合計額では、臨時財政対策債の減が見込まれ、歳出においては、一般職員の人件費は減少するものの、会計年度任用職員の報酬等は増額、エネルギー価格の高騰や物価高の影響、さらには、維持補修費や補助費等及び投資・出資・貸付金が増加するため財源不足が見込まれており、財政調整基金からの繰入れを行い、予算が編成されております。

本年10月には、特別国民体育大会及び特別障害者スポーツ大会が本市の総合体育館において開催されます。

大会の成功に向け、市民の皆様と一緒に、おもてなしの心を持って取り組み、感動と喜びとともに、新しい営みにつながる機会にしたいものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1 款市税29億3,628万3,000円は、前年度に対し6,583万7,000円、2.3%の増であります。特に、固定資産税が前年度に対し6,365万円、4.7%の増で、主に家屋・償却資産が大きく伸びております。

次に、2 款地方譲与税であります。

地方揮発油譲与税は前年度比45万2,000円の減、自動車重量譲与税は339万4,000円の減であります。森林環境譲与税は前年度比128万1,000円の増、1,300万5,000円の計上であります。

7 款地方消費税交付金は、前年度比1億735万9,000円増の7億4,851万9,000円の計上であります。

10 款地方交付税は、前年度と同額となる50億円の計上、内訳は普通交付税が44億円、特別交付税が6億円であります。なお、臨時財政対策債は、前年度比7,715万2,000円減の6,044万8,000円が見込まれております。

17 款寄附金のふるさと納税寄附金は、前年度と同額の20億円を計上であります。

18 款繰入金は14億4,586万2,000円で、前年度比1億8,058万6,000円の増であります。

増の主なるものとして、ふるさと寄附金基金繰入金9,671万5,000円の増は、主に国民体育大会関係経

費に充当するためのものであります。

そのほか財政調整基金について、前年度比6,000万円増の2億8,000万円を繰入れ、予算編成がされております。

令和5年度末の基金残高見込みは、財政調整基金が15億611万2,000円、市債管理基金が19億1,456万4,000円、そのほか特定目的基金を含めた合計では64億4,340万4,000円となり、令和4年度末と比較して3億9,980万3,000円の減となる見通しとのことであります。

21款市債6億4,774万8,000円は、前年度比1億724万8,000円の増であります。

増減の主なる要因としては、保育料無償化事業による児童福祉事業債5,270万円の計上、塵芥収集車更新による一般廃棄物処理施設整備事業債の計上、そのほか土木債、消防債が増で、農林水産業債及び臨時財政対策債では減となっております。

令和5年度末の市債残高は、前年度比で13億7,175万1,000円減の166億1,100万2,000円、交付税措置率を58.7%と見込んでいるとのことであります。

次に、歳入の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費についてであります。

夢中熱中塾事業、外国人留学生支援事業などの新規事業のほか、継続事業の2040年のまちを考える会事業、IT企業誘致推進事業などが計上をされております。

審査の中で、空き家活用事業について、冠岳地区において新たな拠点づくりを行うとあるが、どういふことを想定した拠点づくりなのかと質したところ、関係人口と地域の方々が一緒になり、本市の課題の一つである「空き家」を活用するための地域活性化組織を編成し、この組織の中で活用できる空き家を選定し、どういふことができるのか、ワークショップ形式で検討していきたい。想定する空き家の活用例として、ゲストハウス、レンタルスペース、コワーキングスペース、飲食店など、地域内外の方々と交流のできるものを想定している。イベントを通じて、冠岳地区を訪れる関係人口の方々のニーズを拾い上げ、反映する有効性の高いものを考えていきたいとの答弁であります。

また、審査の中で、外国人留学生支援事業を始める意義について質したところ、当然、授業料を支援することによって経済的に支援する側面もあるが、市内経済の中で各事業所が人材不足に苦慮している状況からすれば、この制度を設けることで市内の事業所の人材不足の解消につながればと思い、制度をスタートしたとの答弁であります。

次に、3款民生費についてであります。

新規事業として、重層的支援体制整備事業、イクボス企業応援助成金、既存事業として、保育施設等給付費や児童手当給付費、生活保護扶助費などが計上されております。

審査の中で、イクボス企業応援助成金について、どれくらいの育児休業の取得期間が多いと想定しているか、また、その助成金は使途を限定しているかと質したところ、育児休業期間が5日以上1か月未満の申請が多いと想定している。この企業への助成金は、代替の従業員の賃金や職場環境の整備などに使っていただきたいので、使途は限定しないとの答弁であります。

次に、4款衛生費についてであります。

新規事業として、出産・子育て応援事業など、既存事業として合併処理浄化槽設置整備事業や最終処分場管理費などが計上されております。

審査の中で、危険廃屋等解体撤去工事補助金について、通学路などに危険廃屋があるが、今後どのように対応していくのかと質したところ、個人の財産ということもあり、通知をしてなるべく個人で対応してもらおうと粘り強く進めてきたが、所有者不明など対応が難しいケースもあり、苦慮している。市で解体することについては基準を整備する必要があり、基本的な方針としては行政代執行、略式代執行も視野に進めていきたいとの答弁であります。

次に、6款農林水産業費についてであります。

新規事業として、スマート農業推進事業、かごしまの農業未来創造支援事業補助金、農業基盤整備促進事業、さつま地区広域漁場整備事業負担金などが計上されております。

審査の中で、スマート農業をどのように推進していくのかと質したところ、市内の農業者にスマート

農業の取組等を説明し、意見や意向等を伺う予定である。また、今回、ハウス等の施設管理に環境モニタリングシステムを導入し、実証実験を行う予定である。システムを導入することで、ハウス内の気温、湿度、土壌の水分量などをデータ化し、見える化を行うことで、経営の効率化が図れると考えており、まずはハウスでの実証実験を通して周知を図りたいとの答弁であります。

次に、7款商工費についてであります。

ふるさと納税事業、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催経費のほか、新規事業として、市地域公共交通計画策定業務委託料、飲食店新規出店促進事業補助金、総合イベント助成事業補助金、パークゴルフ場改修事業などが計上されております。

審査の中で、飲食店の新規出店促進事業補助金について、食のまちを推進するためにも、出店に当たっては、地元の特産品や食材を使用することなどを条件につけて補助すべきではないかと質したところ、この事業は、まちの魅力を高めるため、これまで築き上げた食のまちのイメージをさらに推し進め、交流人口のさらなる充実を図ることを趣旨としており、地元食材の使用等を条件に付すことは考えていないが、地元食材の流通は大事な視点であることから、使用をお願いしていきたい。また、地元食材の使用は、既存店舗も含めて、食のまち全体で取組を進めていけたらと考えているとの答弁であります。

次に、8款土木費についてであります。

土川線法面改修事業や橋梁長寿命化事業のほか、道路新設改良事業や住宅リフォーム事業補助金、また、新規事業として、八房・北新田線排水路整備事業が計上されております。

次に、9款消防費についてであります。

新規事業として、消防庁舎改修事業のほか、消防施設整備事業として、消防署の高規格救急車の更新費用が計上されております。

審査の中で、消防庁舎改修事業について、以前から分遣所の統廃合、あるいは消防庁舎を新設しようとの話が出ていたが、今後の消防行政の中でどのような考えを持っているのかと質したところ、現在の消防庁舎を有効活用していきたい。消防力の向上に

については、職員体制等も含め充実させていくことが得策ではないかと判断するが、引き続き検討していきたいとの答弁であります。

次に、10款教育費についてであります。

薩摩スチューデント基金積立金のほか、新規事業として、心の教育相談員配置事業や串木野小学校プール改修事業、また、文化財等調査保存事業、アクアホール空調等改修事業、学校給食食材価格高騰対策事業などが計上されております。

委員の中から、薩摩スチューデント奨学プログラムのその他の奨学金返還支援制度の中で、市外出身者を市内企業への就職を助成の条件とするのは理解できるが、既にその他の奨学金を借り入れた本市出身の子どもたちには、要件の緩和を検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費の20億9,839万9,000円は、前年度と比較して1億3,856万2,000円の減であります。このうち元金は、令和4年度で償還のピークが過ぎたことにより1億3,480万1,000円の減となっております。

その他、歳出の全体的な意見として、外部委託の割合及び委託料の額が大きいと感じる。できるだけ市職員で対応し、多様な意見を取り入れ、その後に外部の力を借りるようになるべきではないかとの意見が述べられたのであります。

以上が歳入歳出の主なるものであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,333万4,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金の主なるものであります。

歳出においては、保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、介特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,684万6,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、保険料のほか国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金が主なるものであります。

歳出においては、保険給付費のほか、地域支援事業費が主なるものであります。

審査の中で、ころばん体操事業について、高齢化が進んでいくと公民館単位で行っていたこの事業も厳しくなると思うが、今後どのように持続させていく考えかと質したところ、令和4年度から、ころばん体操に参加していない若年層をターゲットにした体操教室を開催している。地域のころばん体操よりも、体操講師が行う体操教室で活動したいという希望もあることから、令和5年度も事業を継続しながら、間口を広げていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,620万8,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、後期高齢者医療保険料のほか保険基盤安定繰入金の主なるものであります。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号令和5年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

令和5年度の業務予定量は、給水戸数1万2,582戸、年間総給水量387万7,000立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なもの、水道料金6億2,021万2,000円及び加入金で、前年度比181万6,000円の減であります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費2億9,390万7,000円のほか、上下水道施設維持点検業務委託料、水道メーター取替えや水道施設の修繕、漏水修理等であります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、水道事業建設企業債2億300万円のほか、他会計出資金であります。

次に、資本的収支の支出の主なるものは、管路耐震化等事業3億2,050万円のほか、企業債償還元金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第1号令和5年度いちき串木野市下水道事業会計予算についてであります。

令和5年度の業務予定量は、排水件数5,108件、年間総処理量160万8,776立方メートルであります。

西薩中核工業団地のプリマハム新工場等による影響もあり、前年度と比較して、14万8,229立方メートルの増が見込まれております。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、下水道使用料2億2,537万3,000円のほか、他会計補助金などであります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、減価償却費2億7,277万1,000円のほか、処理場費などあります。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、下水道事業建設事業債1億750万円及び他会計出資金であります。

資本的収支の支出の主なるものは、処理場建設改良費1億6,426万9,000円及び企業債償還元金であります。

審査の中で、下水道料金の改定について、検討の時期に来ているのではないかと質したところ、比較的大規模な企業が公共下水道区域で操業を開始するため、今後の下水道使用料の収入及び経費の状況が変わってくることを考えられる。このようなことを踏まえ、今回は引上げの判断には至らなかった。今

後、継続的に検討したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（濱田 尚君） これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、予算議案第1号令和5年度いちき串木野市一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱田 尚君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号令和5年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号令和5年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、下水道予算議案第1号令和5年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第19～日程第22

予算議案第2号～議案第32号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に日程第19、予算議案第2号から日程第22、議案第32号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算議案第2号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間が令和6年3月31日まで1年間延長されたことに伴い、追加接種可能な全ての年齢の方が予防接種を受けられるよう接種体制を確保するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億667万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を168億4,867万7,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、4款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の計上であります。

これに伴う歳入は、14款国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の計上であります。

次に、議案第30号いちき串木野市監査委員の選任についてであります。

識見を有する者のうちから選任する本市の監査委員として、引き続き竹崎健二郎氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意

を求めるものであります。

竹崎健二郎氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、選任しようとするものであります。

議案第31号及び議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である井手迫なみ子氏と大平良徳氏が、本年6月30日をもって任期満了となるため、井手迫なみ子氏については引き続き推薦し、大平良徳氏については後任として新たに久木野親志氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これより質疑に入ります。

まず、予算議案第2号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号いちき串木野市監査委員の選任について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている予算議案第2号から議案第32号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、予算議案第2号から議案第32号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、予算議案第2号令和5年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号いちき串木野市監査委員の選任について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 尚君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（濱田 尚君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らか

でない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 西 田 憲 智 議員

2番 田 畑 和 彦 議員

3番 高 木 章 次 議員

4番 江 口 祥 子 議員

5番 吉 留 良 三 議員

6番 松 崎 幹 夫 議員

7番 田 中 和 矢 議員

9番 大六野 一 美 議員

10番 東 育 代 議員

11番 中 里 純 人 議員

12番 竹之内 勉 議員

13番 下迫田 良 信 議員

14番 原 口 政 敏 議員

15番 福 田 清 宏 議員

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福田清宏議員、西田憲智議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（濱田 尚君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 12票

反対 2票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第31号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 尚君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（濱田 尚君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1 番 西 田 憲 智 議員
2 番 田 畑 和 彦 議員
3 番 高 木 章 次 議員
4 番 江 口 祥 子 議員
5 番 吉 留 良 三 議員
6 番 松 崎 幹 夫 議員
7 番 田 中 和 矢 議員
9 番 大六野 一 美 議員
10番 東 育 代 議員
11番 中 里 純 人 議員
12番 竹之内 勉 議員
13番 下迫田 良 信 議員
14番 原 口 政 敏 議員

15番 福 田 清 宏 議員

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田畑和彦議員、高木章次議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

〔開票・点検〕

○議長（濱田 尚君） 投票の結果を報告します。
投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 13票

反対 1票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。
次に、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（濱田 尚君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（濱田 尚君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（濱田 尚君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は

「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1 番 西 田 憲 智 議員
- 2 番 田 畑 和 彦 議員
- 3 番 高 木 章 次 議員
- 4 番 江 口 祥 子 議員
- 5 番 吉 留 良 三 議員
- 6 番 松 崎 幹 夫 議員
- 7 番 田 中 和 矢 議員
- 9 番 大六野 一 美 議員
- 10番 東 育 代 議員
- 11番 中 里 純 人 議員
- 12番 竹之内 勉 議員
- 13番 下迫田 良 信 議員
- 14番 原 口 政 敏 議員
- 15番 福 田 清 宏 議員

○議長（濱田 尚君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（濱田 尚君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に江口祥子議員、吉留良三議員を指名します。

両議員の立会いを願います。

[開票・点検]

○議長（濱田 尚君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 12票

反対 2票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第23 議案第33号いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第23、議案第33号についてを議題とします。

議会運営委員会副委員長に説明を求めます。

[議会運営副委員長田中和矢君登壇]

○議会運営副委員長（田中和矢君） ただいま議題とされました議案第33号いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

議案第33号いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

議案第33号いちき串木野市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第24 閉会中の継続審査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第24、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続

審査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第25、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第26 議員派遣について

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第26、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（濱田 尚君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 3月議会閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会されました市議会定例会が本

日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

さて、令和5年度当初予算等の議決をいただき、いよいよ新年度が始動することとなります。

施政方針でも述べましたように、本市は全国平均を上回るペースで少子化が進行しており、これまでの延長線上の対策では、時代の変化に対応できないとの危機感を基に、令和5年度を人口減少・少子化緊急対策元年と位置づけ、0歳児から2歳児に係る保育料の無償化やいわゆる給付型奨学金となる薩摩スチューデント奨学プログラムなど、これからの社会を担っていく子どもや若者を中心とした各種施策を大胆に展開することといたしました。

同時に、人口が減少し、都市間競争も激しさを増してくる、いわゆる縮小社会の中では、我が町の強み、魅力を最大限活かすとともに、10年後、20年後を見据えた新たな視点での取組が重要であると考えております。

このような認識の下、議員の皆様はじめ、市民の皆様の声をお聞きしながら、我が町の特色を見極め、とがらせ、魅力として磨き上げることで、市民の皆様が誇りと愛着を持ち、安心して生活ができるようスピード感を持って諸施策に取り組んでまいります。

議員各位の大所高所からの御指導、御助言と市民皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

△閉 会

○議長（濱田 尚君） これで、令和5年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件 名 陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情
- 2、理 由 さらに十分審査のため

令和5年3月28日

総務厚生委員会
委員長 福 田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|-----|----------------------------|
| 事 件 | 1. 人口減少対策について |
| | 2. 企業誘致について |
| | 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について |
| | 4. 行財政改革について |
| | 5. 生活環境について |
| | 6. 住民福祉について |
| | 7. 健康増進について |

令和5年3月28日

総務厚生委員会
委員長 福 田 清 宏

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和5年3月28日

産業教育委員会
委員長 吉 留 良 三

いちき串木野市議会
議長 濱 田 尚 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 令和5年4月20日
令和5年5月18日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員